

(18) この論点について検討する文献として、たとえば、小泉広子「自治体福祉行政における子ども独自の利益代理の必要性」兼子仁先生古稀記念論文集刊行会『分権時代と自治体法学』（勁草書房、二〇〇七年）四七二―四七六頁がある。小泉は、親権者が社会生活活上法定代理権を行使している実体のない場合についての、特別代理人の選任の余地について検討している。

〔事例〕

(6) NPO法人と補助金問題

江野尻 正明

〔キーワード〕

NPO法人と福祉事業、NPO法人と補助金、退所児童等アフターケア事業

〔事例の内容〕

H県にあるJNPO法人は、H県より、補助金の交付を受けて「退所児童等アフターケア事業」を実施している（JNPO法人は、H県より、事業の委託を受けたとっている）。JNPO法人の代表者はKである。

H県の県民Kは、JNPO法人が、補助金の一部を目的外に使用し、又は違法に保有しているとみている。Kは、誰に對しどのような争訟を提起できるだろうか。

H県は、前記事業を行うにあたり「H県退所児童等アフターケア事業実施要綱」を定め、児童福祉法、児童福

社法施行規則、「退所児童等アフターケア事業実施要綱」等に定めるもの他、必要な事項を定めるものとして
 いる。前記国の「退所児童等アフターケア事業実施要綱」では、「国は、予算の範囲内で都道府県が支出した費
 用について、補助する」とされている。

〔本事例の検討〕

一、Kは、JNPO法人と直接の契約関係にはないから、KがJNPO法人を相手として契約上の責任を追及するこ
 とはできない。また、仮に、JNPO法人がH県からの補助金の一部を目的外に支出するか又は違法に保有してい
 る（以下まとめて「目的外支出等」という）としても、これによりKが直接財産上の損失又は損害を被ることに
 ならないから、KがJNPO法人を相手として、不当利得返還請求又は損害賠償請求をすることもできない。

そこで、そもそも、JNPO法人に補助金を支出しているH県が、JNPO法人等に対して、どのような請求を
 することができるか、が問題となる。

二、まず、H県がJNPO法人に対してなし得る請求を検討する。

(一) H県は、JNPO法人に対して、H県退所児童等アフターケア事業実施要綱（以下「本件要綱」という）に
 基づいて、補助金を支出しているところ、そもそも退所児童等アフターケア事業は、直接、児童福祉法にその
 定めのある事業ではない。しかしながら、本件要綱は、児童福祉法、同法施行規則及び国の退所児童等アフタ
 ーケア事業実施要綱（以下「国の要綱」という）に基づいて定められたものであるから、児童福祉法の目的（同
 法一条「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。二

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」に沿うように、かつ同法二条の「地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを踏まえ、さらに同法三条の「前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない」を解釈指針とする必要がある。そして、国の要綱に基づけば、「国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別の定めにより補助するものとする」とされるのであるから、H 県の本件要綱に基づく補助金も、その定めに基づいて「事業のために」支出されることは当然に要求される。換言すれば、本件要綱は、退所児童等アフターケア事業のためにならない補助金を支出することを許さないのである。

(二) として、JNPPO 法人が、本件要綱に基づく補助金を本件要綱の定めに反して支出した場合、H 県は、JNPPO 法人に対して、不当利得返還請求権ないし損害賠償請求権に基づき、既に支出した補助金のうち、目的外支出と認められる範囲で返還請求権を有する。これらの、H 県の JNPPO 法人に対する請求権は民法上の権利である。

(三) なお、本件補助金の一部を違法に保有しているのが、JNPPO 法人の代表者 L である場合、L が、H 県に対して違法に保有している金額に相当する損害を与えたこととなる。この場合、JNPPO 法人は、特定非営利活動促進法八条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律七八条により、第三者たる H 県に対して損害賠償責任を負う。

三、次に、H 県が、JNPPO 法人の代表者 L に対してなし得る請求を検討することが必要となる。

(一) L は JNPPO 法人の代表者であるから、JNPPO 法人が H 県から受けた補助金について、適正な支出をする

ことについて監督する責任を負う（特定非営利活動促進法一六条、一七条、二七条参照）。しかしながら、この責任はNPO法人内部のものであり、NPO法人の代表者については、会社法四二九条一項のような役員等の第三者に対する損害賠償責任についての定めはない。したがって、第三者であるH県が、Lに対して直接損害賠償責任を追及する法文は存しない。

(二) しかし、Lが不法支出等による利益を保有している場合は、H県は、その不正支出等本件補助金の目的外支出にかかる部分に付き、損失を受けたことになるから、これと相当因果関係のある利得を得ているLに対して、不等利得返還請求権を有することとなる（民法七〇三条）。

もつとも、補助金は、一般に交付要綱等に基づいて交付される公法上の贈与であると解されるところ、贈与の目的外使用等があれば直ちに不当利得となるものではなく、交付要綱等に基づいて、その贈与が取り消されて初めて、当該補助金の交付を受けた主体が法律上の原因なくして他人の財産によって利益を受けたとして不当利得返還請求権が生じると解される。

そうすると、本件では、H県が本件要綱に基づいて、JNPO法人への補助金の交付を取り消した場合に、H県はJNPO法人に対して、不当利得返還請求権を行使しうることになる。

また、特にL自身が違法な行為により本件補助金から利得を得てこれを保有している場合は、H県は、Lに対して、不法行為に基づく損害賠償請求権を有することとなる（民法七〇九条）。

四、次に、H県が、上記各請求権を行使しなかった場合、H県民たるKが、何をなし得るかが問題となる。

この場合、Kは、先ず、住民監査請求（地方自治法二四二条）を行うことが求められており（監査請求前置。同法二四二条の二第一項）、KはH県の住民として、予めH県の公金の支出（本件補助金の支出）について法定の期

限である一年以内（同法二四二条二項）にH県監査委員に対して監査請求をする必要がある（同条一項）。

Kによる監査請求が認められれば、H県の監査委員は、H県知事に対し期間を示して必要な措置を講じるよう勧告し、これを公表する（同条四項）。

H県知事が、監査委員のこの勧告に基づいて、JNPO法人やその代表者Lに対する不当利得返還請求権ないし損害賠償請求権を行使すれば、H県はJNPO法人がH県の本件補助金を不正支出等したことによる損失を回復したこととなり、Kの当初の目的は達成される。

五、Kの審査請求が認められなかった場合、Kは、H県知事に対して、JNPO法人又はLを被告として、損害賠償又は不当利得返還請求を訴訟によって求めることとなる（地方自治法二四二条の二第一項四号）。

Kが、この訴訟で勝訴し、その判決が確定すれば、H県知事がJNPO法人又はLに対して、損害賠償又は不当利得返還請求訴訟を起こすこととなる（同法二四二条の三第二項）。

この場合、Kは、H県に対して、上記請求訴訟にかかった弁護士報酬の相当額の支払いを請求することができる（同法二四二条の二第二二号）。

「もつと論点を深めるために」

H県とJNPO法人との委託関係があることが明確になった場合、その委託関係の法的性質はどのようなものと考えられるか、その法的性質がKによる住民訴訟とどのような関係になるか、さらに考察をする必要がある。

地方自治法による住民の監査請求や住民訴訟について、その仕組みや請求の方法などを具体的に追求しよう。